

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和2年1月20日午後1時30分から令和2年第1回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は10名で次のとおりである。

第1番委員	高橋 旦 志	第7番委員	名 和 和 弘
第2番委員	石 田 一	第8番委員	菊 地 重 治
第3番委員	小 嶋 教 三	第11番委員	那 須 正 昭
第4番委員	高橋 正 則	第12番委員	菊 地 成 壽
第5番委員	松 本 義 文		
第6番委員	千 田 眞 一		

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	阿 部 一 之
事務局 長補佐	阿 部 勝 利
主 事	千 田 知 美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

主 事	千 田 知 美
-----	---------

- 議 長 只今から令和2年第1回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、10名であります。
10番小野まり子委員から欠席の届出があります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思います。ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には、7番名和和弘委員、8番菊地重治委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 議 長 ——異議なしの声あり——
異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。
- 議 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 ——なしの声あり——
議長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議長 ——なしの声あり——
議長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

議長 ——委員挙手——
議長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議長 日程第7、議案第2号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 ——なしの声あり——
議長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議長 ——なしの声あり——
議長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第2号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議長 ——員挙手——
議長 挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり決定しました。

議長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。

議長 今月は農地転用の議案はありませんでしたが、昨年10月、奈良県と大分県の2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されました。
農業委員と農地利用最適化推進委員が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用するようお願いいたします。

議長 これで、令和2年第1回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。
ご苦労様でした。

時間 13時50分